



国保加入者が交通事故などのけがを治療したいとき

【問い合わせ・届け出】
本館国保医療課(☎41-3583)

国保加入者が、交通事故などの第三者行為(※)によるけがや病気の治療で国保を使いたいとき、または使ったときは本館国保医療課に「第三者行為による被害届」を提出する必要があります。

※**第三者行為**…▶交通事故(同乗していた車の自損事故を含む)▶暴力行為を受けた▶他人が飼っているペットにかまれた▶飲食店で食中毒に遭ったーなど

「第三者行為による被害届」の提出を忘れずに

本来、他人の行為でけがをした、病気になった場合の治療費は、加害者が負担するのが原則です。しかし、加害者との間にトラブルがあったり、治療費をすぐに用意できなかったりと、治療を早く受けたくても支払いのめどが立たない場合があります。

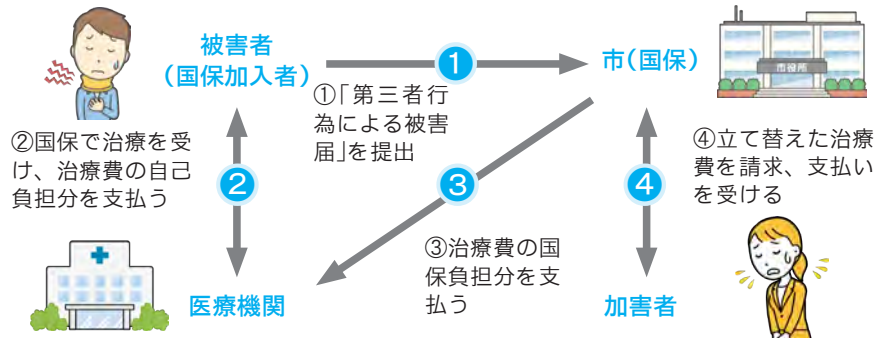
こうしたときの被害者救済のため、治療費をいったん国保で立て替えることができます。国保が立て替えた治療費は、市が後から加害者へ請求します。

「第三者行為による被害届」は治療を受ける前の届け出をお願いしていますが、急を要する場合は治療を受けた後でも受け付けます。

※自身にもけがの原因がある場合(けんかなど)は、国保が使えないことがあります。また、交通事故の場合は警察および加入している保険会社に必ず連絡してください

市では、医療機関から提出される診療報酬明細書に基づき、治療内容から第三者行為が疑われる人に「**負傷原因報告書**」を送付しています。第三者行為に該当しない人にも届く場合がありますが、届いたときはけがの原因について記入の上、提出をお願いします。

第三者行為に該当していた場合は、市の案内に従い、必要な手続きを取りましょう





《国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入の人へ》 12月2日以降もこれまでどおり 保険診療を受けられます

【問い合わせ・申請】▶本館国保医療課(☎41-3583)▶各総合支所健康福祉係(大迫☎41-3127、石鳥谷☎41-3447、東和☎41-6517)

本年12月2日に、現行の健康保険証は新たに発行されなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行します。マイナ保険証への切り替えが済んでいない人も、資格確認書で保険診療を受けられますのでご安心ください。詳しくは、広報はなまき11月1日号をご覧ください。

- マイナ保険証を持っていない人など…保険証の有効期限が切れる前や保険加入時に、市から郵送で資格確認書を交付します。申請は不要です。

○12月2日～令和7年7月末に新たに後期高齢者になった人など…マイナ保険証の有無にかかわらず、市から郵送で資格確認書を交付します。申請は不要です。
- マイナ保険証を持っているが、マイナ保険証での受診が困難な人、マイナ保険証の利用登録解除を希望する人…本館国保医療課または各総合支所健康福祉係に申請いただくことで資格確認書を交付します。

社会保険に加入している人は、勤務先または加入している医療保険者にお問い合わせください。



冬期の事故にご注意を

冬期間は、道路の積雪や凍結に伴い、交通事故の多発が懸念されます。また、交通事故だけでなく、凍結による転倒や除雪作業中の事故も発生します。事故を防ぐためには、事故の特性を知り、日頃から注意するよう一人一人が心掛けましょう。

❖車の運転に要注意

●12月15日～24日は冬の交通事故防止県民運動
スローガン
『飲みません 今日私が ハンドルキーパー』
年末はお酒を飲む機会が増える時期ですが、飲酒運転は絶対にやめましょう。飲酒運転をした人はもちろん、運転者にお酒を勧めた人も罰則が適用されます。



- 冬道で交通事故を起こさないために
- 冬道用タイヤの装着を
 - いつもよりスピードダウンを心掛けましょう
 - 特に高齢者や子どもの交通事故を防ぐため、交通ルールやマナーをしっかり守りましょう

【問い合わせ】新館市民生活総合相談センター(☎41-3551)

❖凍った道で転ばないように

- 「こんな場所」「こんなとき」は要注意
- 横断歩道の白線上やマンホールのふたの上
 - バスやタクシーの乗降場所
 - ロードヒーティングの切れ目
 - 坂道(特に下り坂)
 - 急いだり焦ったりしているとき
 - 両手がふさがっているとき
 - 屋外から店内に入るとき
 - お酒を飲んだ後

●雪道の歩き方の基本

- 小さな歩幅で「そろそろと」歩く
- 靴の裏全体を地面に付けて歩く
- 急がず、焦らず、ゆっくり歩く
- けが防止のために、帽子や手袋を着用する



❖除雪中の事故を防ぐ

- 除雪作業で起こりうる事故
- 屋根の雪下ろし作業中に転落した
 - 雪を川や水路に捨てるときに転落した
 - 屋根から落ちてきた雪塊で生き埋めになった
 - 除雪機に腕を巻き込まれ大けがをした
 - 除雪機で飛ばした雪や氷が通行人に当たった
- 除雪で心掛けるポイント
- 除雪作業はできるだけ複数人で
 - 靴やはしごには滑り止めを
 - 転落防止のために命綱を
 - 無理な作業はしない
 - 除雪機のトラブル時はエンジンを停止
 - 万が一に備えて携帯電話を携帯する

【問い合わせ】消防本部警防課(☎22-6124)



『なくそう犯罪 ふやそう笑顔 みんな大好き岩手県』 12月15日～1月3日は年末年始地域安全運動

年末年始における事件などの発生を未然に防止するため、家庭や地域、事業所など、地域ぐるみで防犯活動に取り組みましょう。

■重点項目

- ▶特殊詐欺の被害防止▶子どもと女性の犯罪被害防止▶鍵掛けの励行

■特殊詐欺電話が増加しています

公的機関をかたる者から電話で、口座情報や暗証番号を聞かれたら、それは詐欺です！ 不安を感じたり、「詐欺かも」と思ったりしたら、迷わず「#9110(警察相談専用電話)」へ相談しましょう。

【問い合わせ】花巻市防犯協会(☎24-2966)